
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 2

～ テーマ ～

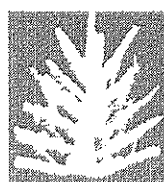
『消費税の確定申告書へのアプローチ』

ー実務未経験者の方へー

TAC税理士講座

平成21年10月31日

担当：有賀辰也



資格の学校

TAC

－Contents－

1	はじめに		1
2	確定申告の流れ		2
3	消費税額の計算		6
4	帳簿等の記載事項		20

◆ 今回のテーマについて

消費税法で最初に学習する項目は「取引分類」です。しかしながら、「この取引分類が消費税の税額計算にどのように関わるのかなあ…」と気になったことはありませんか？

本講座では、簡単な具体例を基に消費税の納付税額を計算し、消費税の確定申告書を実際に作成していきます。

具体的には、まずテーマ2で確定申告の流れを確認します。次にテーマ3で具体的な金額を基に確定申告書における消費税額の計算をご紹介します、最後にテーマ4で、仕入税額控除の要件となる帳簿等の記載方法をご紹介します。

本講座を通じて、今までの学習内容の確認、さらには今後の学習に役立てるようにしましょう！

◆ 1 国内取引に係る申告書

国内取引の納税義務者は課税事業者とされますが、事業者が税務署に対し消費税を納める上で申告書の提出が必要不可欠となります。

申告書の提出がない状態で、消費税だけが納付されても国税当局の立場からすると、果たして適正な金額が納税されているか否かが不明なためです。

申告書とは、その事業者の当期の納税額が適正なものかどうかを確認する上で重要な役割を担っているのです。

なお、国内取引に係る確定申告書の提出は、商品等の販売の都度ではなく、一定課税期間分（個人事業者についてはその年、法人についてはその事業年度）をまとめて行うこととしています。

確定申告書（一般用）

G K 0 3 0 1

第27- (1) 号様式

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地		
(フリガナ)		
名 称		
又は屋号		
(フリガナ)		
代表者氏名		
又は氏名		
経理担当者氏 名		

一連番号		〇	
所屬	整理番号		
申告年月日	平成 年 月 日		
申告区分	指導等	庁指定	局指定
通信日付印	確認印	省略年月日	
年 月 日	年 月 日		
指導年月日	相談	区分1	区分2
平成			

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 平成 年 月 日

（中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日）

平成九年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①		0 0 0
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		0 0
中間納付税額	⑩		0 0
納付税額 (⑩-⑨)	⑪		0 0
中間納付還付税額 (⑨-⑩)	⑫		0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	0 0
課税売上高	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
割合	資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		
	差引税額 (⑮)	⑱	0 0
譲渡割合 (⑰×25%)	⑲		
納付税額 (⑱×25%)	⑳		0 0
中間納付譲渡割額	㉑		0 0
納付譲渡割額 (㉑-⑲)	㉒		0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓		0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額	㉖		

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合 95%未満 95%以上	個別対価方式 一括配分方式 全額控除	41
①	課税標準額	4 % 分	千円	
②	旧税率分	3 % 分	千円	
③	消費税率分	4 % 分	円	
④	旧税率分	3 % 分	円	
⑤	基準期間の課税売上高		円	
⑥	還付を受けようとする金融機関等			
i	預金	口座番号		
ii	(窓口受取りの場合)	郵便局		
iii	貯金記号番号	-		
※税務署整理欄				
税理士 署名押印 (電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出有				
税理士法第33条の2の書面提出有				

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

◆2 確定申告書（左上）の記載

第27-(1)号様式

1	平成 年 月 日	税務署長殿
2	納 税 地	(電話番号 — —)
3	(フリガナ) 名 称 又 は 屋 号	
4	(フリガナ) 代表者氏名 又 は 氏 名	印
5	経 理 担 当 者 氏 名	

(1) 1 欄

申告書の提出日と所轄税務署名を記載します。

税務上の申告書の提出日は、税務署の収受印の日付とされるため、この部分の日付は特に意味がないと考えてください。

(2) 2 欄

① 個人事業者の場合

原則として「住所地」を記載します。

② 法人の場合

原則として「本店の所在地」を記載します。

(3) 3 欄

① 個人事業者の場合

屋号がある場合には「屋号（××商店など）」を記載します。

② 法人の場合

「会社名」を記載します。

(4) 4 欄

① 個人事業者の場合

「個人事業者の氏名」を記載します。

② 法人の場合

「代表者の氏名」を記載します。

(5) 5 欄

「経理担当者の氏名」を記載します。

◆3 確定申告書（中段）の記載

自 平成 年 月 日	課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書	中間申告 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日		対象期間 至 平成 年 月 日

確定申告する場合の課税期間を記載します。

- ① 確定申告の場合
(確 定)
- ② 中間申告の場合
(中 間)
- ③ 修正申告の場合
(修 正 確 定)
(修 正 中 間)

中間申告（仮決算）する場合の中間申告対象期間を記載します。

◆4 申告と納付

(1) 申告書の提出

確定申告書の提出方法は3通りあります。

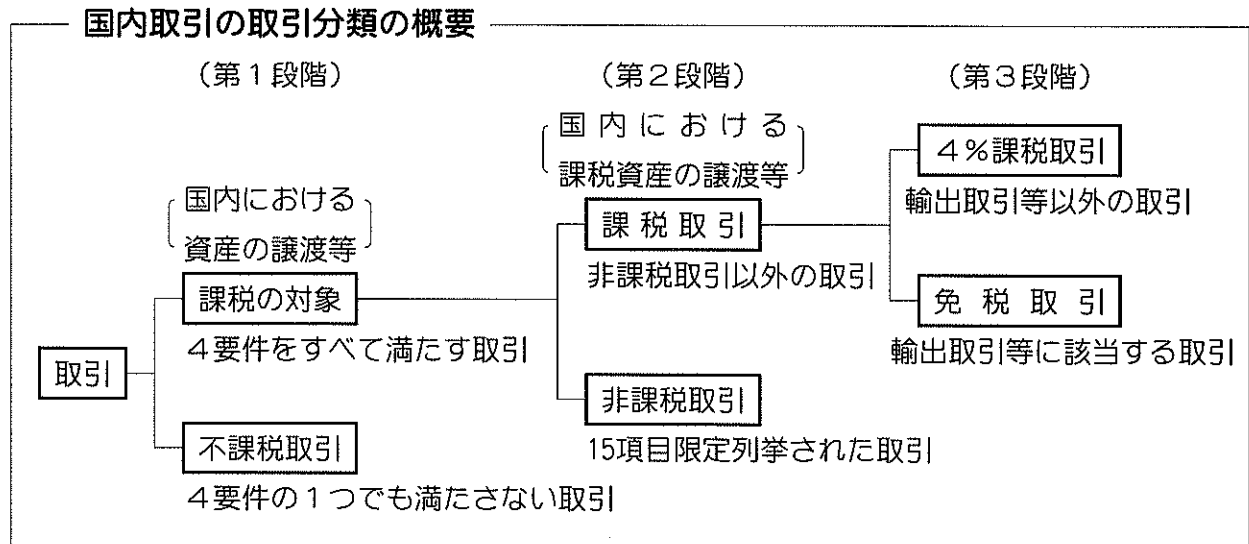
- ① 郵便又は信書便により、所轄の税務署に送付する。
- ② 所轄の税務署の受付に提出する。
- ③ e-Taxで申告する。

(2) 消費税・地方消費税の納付

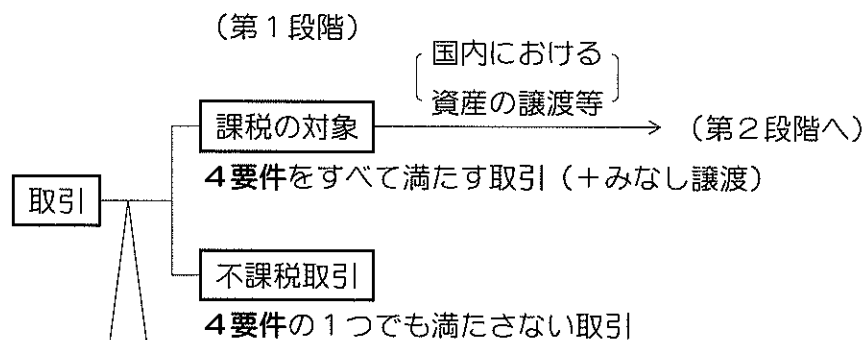
納付方法は3通りあります。

- ① 振替納税を利用する。
- ② 現金に納付書を添えて納付する。
- ③ e-Taxで納付する。

◆ 1 国内取引の取引分類



(1) 国内取引の課税の対象



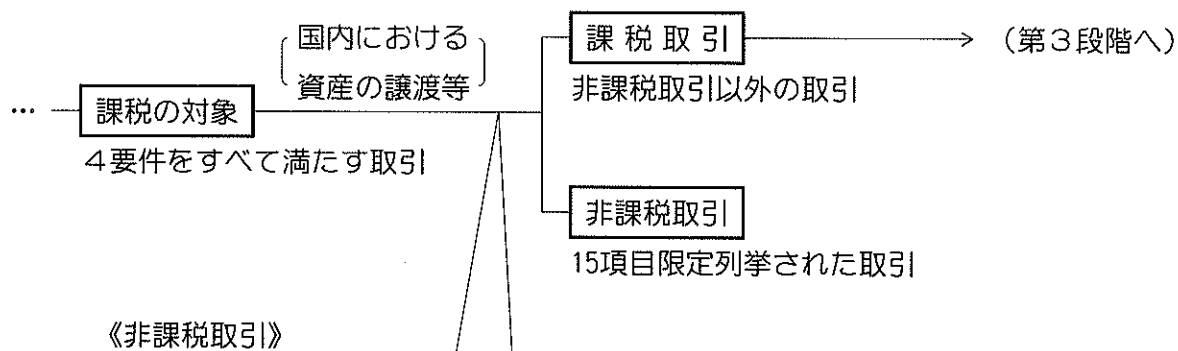
《課税の対象の4要件》

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

(2) 国内取引の非課税

(第1段階)

(第2段階)

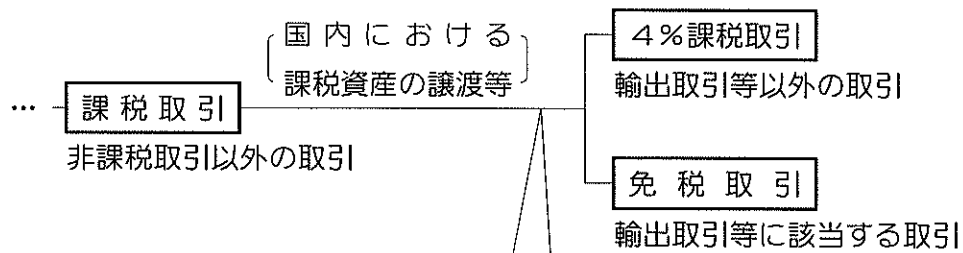


非課税項目	備 考
① 土地等の譲渡及び貸付け	貸付期間1月未満、施設（住宅以外）の貸付けに伴うものは課税取引
② 有価証券等の譲渡	ゴルフ場利用株式等は課税取引
③ 利子に対価とする金銭の貸付け等	具体例：貸付金・預金等の利子、信用保証料 集団投資信託等の収益分配金
④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡	
⑤ 物品切手等の譲渡	
⑥ 行政手数料等	具体例：法令に基づく登記、認可等の手数料
⑦ 外国為替業務に係る役務の提供	
⑧ 社会保険医療等	社会保険医療に該当しない医薬品等の販売及び健康診断等の自由診療は課税取引
⑨ 社会福祉事業等	
⑩ 助産に係る資産の譲渡等	
⑪ 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供	葬儀、花輪代等は課税取引
⑫ 身体障害者用物品の譲渡等	
⑬ 学校等の教育に関する役務の提供	具体例：授業料、入学金、施設設備費、 入学検定料、在学証明料
⑭ 教科用図書の譲渡	教科書の配送料、補助教材の譲渡は課税取引
⑮ 住宅の貸付け	貸付期間1月未満、住宅以外（事務所等）の貸付けは課税取引

(3) 国内取引の免税

(第2段階)

(第3段階)



《免税取引》

《輸出取引等》

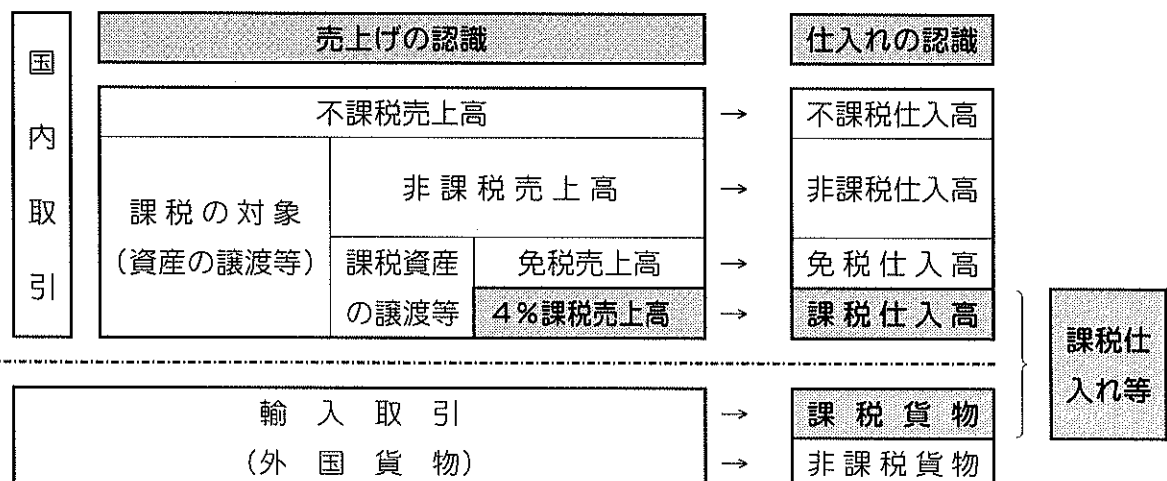
- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 外国貨物の譲渡又は貸付け（①に該当するものを除く。）
- ③ 国際運輸、国際通信、国際郵便又は信書便
- ④ 専ら国際運輸の用に供される船舶、航空機の譲渡、貸付け又は修理等で船舶運航事業者に対するもの
- ⑤ 外国貨物及び指定保税地域等の内国貨物に係る役務の提供（外国貨物の荷役、運送、保管等に係るもの）
- ⑥ 非居住者に対する無形固定資産の譲渡又は貸付け
- ⑦ 非居住者に対する役務の提供で次に掲げるものの以外のもの
 - イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
 - ロ 国内における飲食又は宿泊
 - ニ イ、ロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

◆2 課税仕入れ

(1) 課税仕入れの相手方の範囲

課税仕入れの相手方には「課税事業者」「免税事業者」のほか「消費者」も含まれる。

(2) 売上げと仕入れの体系



◆3 確定申告書（計算欄）の記載

(1) 消費税の税額の計算（国税分）

① 課税標準額

$$\text{国内課税売上高の合計額(税込)} \times \frac{100}{105} = \text{XXX,XXX円} \longrightarrow \text{XXX,000円}$$

（千円未満切捨）

② 消費税額（課税標準額に対する消費税額）

$$\text{課税標準額} \times 4\%$$

③ 控除過大調整税額

$$\text{償却債権取立益} \times \frac{4}{105}$$

④ 控除対象仕入税額（課税売上割合95%以上）

(1) 課税仕入れ

$$\text{国内課税仕入れの合計額(税込)} \times \frac{4}{105}$$

(2) 課税貨物

引取りに係る消費税額（4%分）

(3) (1)+(2)

⑤ 返還等対価に係る税額

$$\text{返還等の税込合計額} \times \frac{4}{105}$$

⑥ 貸倒れに係る税額

$$\text{貸倒れの税込合計額} \times \frac{4}{105}$$

⑦ 控除税額小計

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

⑧ 控除不足還付税額 又は ⑨ 差引税額

※1 ⑨ 差引税額

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{XXX,XXX円} \rightarrow \text{XXX,X00円}$$

（百円未満切捨）

※2 ⑧ 控除不足還付税額

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{XXX,XXX円}$$

差引税額と異なり「百円未満切捨」しない。

⑩ 中間納付税額

⑪ 納付税額 又は ⑫ 中間納付還付税額

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \frac{\text{納付税額}}{\text{中間納付還付税額}} \quad \text{又は}$$

⑮ 課税資産の譲渡等の対価の額 及び ⑯ 資産の譲渡等の対価の額
課税売上割合を計算で使します。 → P. 12

(2) 地方消費税の税額の計算（地方税分）

⑰ 控除不足還付税額 又は ⑱ 差引税額

⑱控除不足還付税額 又は ⑨差引税額 を転記します。

⑲ 還付額 又は ⑳ 納税額

$$\begin{aligned} &\text{⑰控除不足還付税額} \quad \text{還付額} \\ &\quad \text{又は} \quad \times 25\% = \quad \text{又は} \\ &\quad \text{⑱差引税額} \quad \text{納税額（百円未満切捨）} \end{aligned}$$

㉑ 納付譲渡割額

$$\text{㉑納税額} - \text{㉒中間納付譲渡割額} = \text{納付譲渡割額}$$

(3) 消費税額及び地方消費税額の合計税額の計算

㉓ 消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額

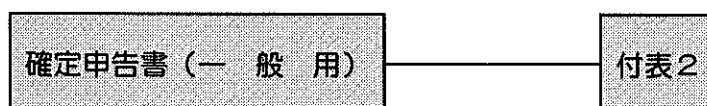
(1)及び(2)で計算した税額を合計します。

◆4 付表の提出

● 添付書類（法45⑤）

確定申告書には、その課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

消費税の確定申告書には、付表の提出が義務付けられています。付表は控除対象仕入税額の計算の明細書になります。



（第27-(1)号様式）

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目				金 額
	課	税	売 上 額 (税抜き)	①
	免	税	売 上 額	②
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額			③
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)			④ ※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)			⑤
	非	課	税 売 上 額	⑥
	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)			⑦ ※申告書の⑮欄へ
課 税 売 上 割 合 (④/⑦)				[%] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)			⑧ ※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額 (⑧×4/105)			⑨ ※注3参照
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額			⑩
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額			⑪
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑩±⑪)			⑫
	課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑫の金額)			⑬
課 税 95 売% 上未 割満 合の が場 合	個 別 対 応 方 式	⑫のうち、課税売上にのみ要するもの		⑭
		⑫のうち、課税売上と非課税売上に 共通して要するもの		⑮
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑭+ (⑮×④/⑦) 〕		⑯
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)		⑰
控 除 の 税 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			⑱
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額			⑲
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲ 〕 がプラスの時			⑳ ※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲ 〕 がマイナスの時			㉑ ※申告書の③欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉒ ※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left\{ \text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価)} \times \frac{4}{105} \right\} - \left\{ \text{仕入対価の返還等の金額 (税込み)} \times \frac{4}{105} \right\}$$

4 ⑧欄と⑨欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

課税売上割合（概要）

(1) 内 容

課税売上割合とは、事業者のその課税期間における非課税売上高が全体の一定割合以上となった場合に、控除対象仕入税額の計算上使用される割合であり、次の算式により算出されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{(2)\text{免税売上高} + (3)\text{課税売上高}}{(1)\text{非課税売上高} + (2)\text{免税売上高} + (3)\text{課税売上高}}$$

売上げの認識

国内 取引	1	不課税売上高		
	2	4要件を満たすもの	(1)	非課税売上高
			(2)	免税売上高
			(3)	4%課税売上高

(2) 控除対象仕入税額と課税売上割合の関係

① 課税売上割合が95%以上の事業者（通常のケース）

買い物の際、支払った消費税の全額が申告書上控除されます。

② 課税売上割合が95%未満の事業者

買い物の際、支払った消費税のうち一定額までしか控除ができません。

(3) 課税売上割合の算定上の留意点

① 税抜金額で算定します。

課税売上割合は税抜金額で算定します。免税売上高や非課税売上高はもともと消費税が含まれていませんので、税抜修正は不要です。
また、不課税売上高は消費税の計算上、一切使用しません。

② 純売上高で算定します。

売上げに係る対価の返還等の金額を控除した純売上高で算定します。

③ 有価証券等の譲渡代金には5%を乗じます。

有価証券等を譲渡した場合には、譲渡対価の5%相当額を分母の非課税売上高に算入します。

これにより、流通性の高い株の売買などを繰り返した場合においても、課税売上割合が著しく低くならないように調整を行っています。

付表2の記載方法

(1) 課税売上割合の計算過程

①～⑦欄を使用します。

	項 目	
①	課税売上額（税抜き）	「分子」を構成。
②	免税売上額	
③	非課税資産の輸出金額など	
④	①＋②＋③	→ 特殊な場合に使用します
⑤	上記④の金額	「分母」を構成。
⑥	非課税売上額	
⑦	⑤＋⑥	
課税売上割合（④／⑦）		

(2) 課税仕入れ等の税額の合計額（仕入れに係る消費税額）

⑧～⑫欄を使用します。個別対応方式や一括比例配分方式の基礎となる支払った消費税額などを記載します。

	項 目	
⑧	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	「国内」での支払消費税。
⑨	課税仕入れに係る消費税額 $\left[⑧ \times \frac{4}{105} \right]$	
⑩	課税貨物に係る消費税額	「税関」への支払消費税。
⑪	棚卸資産の調整金額（加算又は減算）	
⑫	⑨＋⑩±⑪	→ 特殊な場合に使用します

(3) 控除対象仕入税額

⑬～⑳欄を使用します。貸倒回収に係る消費税額は㉑欄で調整します。

	項 目	
⑬	課税売上割合が95%以上の場合	（上記⑫の金額）
⑭	課税売上割合が95%未満の場合	
⑮	⑫のうち課税対応分	95%未満の場合に使用します
⑯	⑫のうち共通対応分	
⑰	個別対応方式	
⑱	一括比例配分方式	
⑲	控除税額の調整	→ 特殊な場合に使用します
⑳	調整対象固定資産の調整	
㉑	控除対象仕入税額	

■設 例

次の資料に基づき、控除対象仕入税額を求めなさい。

1 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者になっている。

2 当課税期間の資料

(収入等に関する事項)

- (1) 商品売上高 102,900,000円
- (2) 土地売上高 2,000,000円

(支出等に関する事項)

- (1) 商品仕入高 78,750,000円
- (2) 水道光熱費 720,000円
- (3) 広告宣伝費 1,200,000円
- (4) 支払保険料 240,000円
- (5) 支払利息 110,000円

●解 答

(1) 課税売上割合

① 課税売上高

$$102,900,000円 \times \frac{100}{105} = 98,000,000円$$

② 非課税売上高

2,000,000円

③ 課税売上割合

$$\frac{\text{①}}{\text{①}+\text{②}} = \frac{98,000,000円}{100,000,000円} = 0.98 \geq 95\% \quad \therefore \text{仕入税額は全額控除}$$

(2) 控除対象仕入税額

$$78,750,000円 + 720,000円 + 1,200,000円 = 80,670,000円$$

$$80,670,000円 \times \frac{4}{105} = 3,073,142円$$

◆2 事 例

次の事例に基づいて、実際に消費税の確定申告書を作成してみましょう。

【事 例】

甲株式会社（以下「甲社」という。）の当期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）における納付すべき消費税額を計算し、確定申告書に記載しなさい。

なお、甲社は設立以来、課税事業者該当しており、経理方法として税込経理方式を採用している。

〔資 料〕

1 当期の収入に関する事項

(1) 国内商品売上高	60,900,000円
(2) 輸出免税売上高	1,300,000円
(3) 受取利息	1,200,000円
(4) 受取配当金	800,000円
(5) 償却債権取立益	210,000円

上記金額は、前々期の国内商品売上げに係る売掛金を前期に貸倒れとして処理したものが、当期に回収できたことにより計上したものである。

2 当期の支出に関する事項

(1) 国内商品仕入高	28,150,000円
(2) 当期に販売した国内商品の売上戻り高	525,000円
(3) 給与手当	3,450,000円
(4) 接待交際費（全額課税仕入れに該当する。）	1,350,000円
(5) 旅費交通費（全額国内出張に係るものである。）	350,000円
(6) 寄附金（全額金銭によるものである。）	500,000円
(7) 租税公課	3,000,000円

上記金額には、当期に中間納付した消費税額500,000円及び地方消費税額125,000円が含まれている。

(8) 貸倒損失	300,000円
----------	----------

上記金額は、前期の国内商品売上げに係る売掛金の一部が貸倒れとなったものである。

3 甲社の当期に係る「基準期間における課税売上高」は、55,150,000円である。

●解 答

《課税売上割合の計算》

(1) 課税売上高

$$\textcircled{1} \quad 60,900,000\text{円} \times \frac{100}{105} + 1,300,000\text{円} = 59,300,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 525,000\text{円} - 525,000\text{円} \times \frac{4}{105} \times 125\% = 500,000\text{円}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 58,800,000\text{円}$$

(2) 非課税売上高

1,200,000円

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{58,800,000\text{円}}{60,000,000\text{円}} = 0.98 \geq 95\% \quad \therefore \text{仕入税額は全額控除}$$

《納付税額の計算》

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位:円)
基準期間における課税売上高	55,150,000円	55,150,000円 > 10,000,000円 $\therefore$ 納税義務あり
課 税 標 準 額	58,000,000円	$60,900,000\text{円} \times \frac{100}{105} = 58,000,000\text{円}$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	2,320,000円	$58,000,000\text{円} \times 4\% = 2,320,000\text{円}$
控除過大調整税額	8,000円	$210,000\text{円} \times \frac{4}{105} = 8,000\text{円}$
控除対象仕入税額	1,137,142円	$28,150,000\text{円} + 1,350,000\text{円} + 350,000\text{円} = 29,850,000\text{円}$ $29,850,000\text{円} \times \frac{4}{105} = 1,137,142\text{円}$
返還等対価に係る税額	20,000円	$525,000\text{円} \times \frac{4}{105} = 20,000\text{円}$
貸倒れに係る税額	11,428円	$300,000\text{円} \times \frac{4}{105} = 11,428\text{円}$
控 除 税 額 小 計	1,168,570円	$1,137,142\text{円} + 20,000\text{円} + 11,428\text{円} = 1,168,570\text{円}$
納 付 税 額	659,400円	(1) 差引税額 $2,320,000\text{円} + 8,000\text{円} - 1,168,570\text{円} = 1,159,430\text{円} \rightarrow 1,159,400\text{円}$ (百円未満切捨) (2) 納付税額 $1,159,400\text{円} - 500,000\text{円} = 659,400\text{円}$

《地方消費税額の計算》

(1) 納税額

$$1,159,400\text{円} \times 25\% = 289,850\text{円} \rightarrow 289,800\text{円}$$

(百円未満切捨)

(2) 納付譲渡割額

$$289,800\text{円} - 125,000\text{円} = 164,800\text{円}$$

《消費税額及び地方消費税額の合計額の計算》

$$659,400\text{円} + 164,800\text{円} = 824,200\text{円}$$

第27-(1)号様式

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地		
(電話番号 - -)		
(フリガナ) 名称又は屋号		
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名		
経理担当者氏名		

※	一連番号	
所管	国	整理番号
申告年月日	平成 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定
通信日付印	確認印	省略年月日
年 月 日	年 月 日	
指導年月日	相談区分1	区分2
平成		

自 平成 22 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成 23 年 3 月 31 日

中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①								58000000					03
消費税額	②								23200000					06
控除過大調整税額	③								800000					07
控除対象仕入税額	④								1137142					08
返還等対価に係る税額	⑤								200000					09
貸倒れに係る税額	⑥								11428					10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦								1168570					
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧													13
差引税額(②+③-⑦)	⑨								11594000					15
中間納付税額	⑩								5000000					16
納付税額(⑩-⑨)	⑪								6594000					17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫								000000					18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬												19
	差引納付税額	⑭											00	20
課税売上割	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮							58800000					21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯							60000000					22
この申告書による地方消費税の税額の計算		十	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	一	円
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰								11594000					51
還付額(⑰×25%)	⑱								2898000					53
課税額(⑱×25%)	⑲								2898000					54
中間納付課税額	⑳								1250000					55
納付課税額(⑲-⑳)	㉑								1648000					56
中間納付還付課税額(⑲-⑲)	㉒								000000					57
この申告書が修正申告である場合	既確定課税額	㉓												58
	差引納付課税額	㉔							000000					59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉕								8242000					60

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
	延払基準の適用	☐	有	☐	無	32
	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33
	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	☐	個別対応方式	41
			95%以上	☐	一括比例配分方式	
①	課税標準額	4%分	58.000 千円			
②	旧税率分	3%分	千円			
③	消費税率分	4%分	2,320.000 円			
④	旧税率分	3%分	円			
⑤	課税標準額	4%分	円			
⑥	課税標準額	3%分	円			
⑦	課税標準額	4%分	円			
⑧	課税標準額	3%分	円			
⑨	課税標準額	4%分	円			
⑩	課税標準額	3%分	円			
⑪	課税標準額	4%分	円			
⑫	課税標準額	3%分	円			
⑬	課税標準額	4%分	円			
⑭	課税標準額	3%分	円			
⑮	課税標準額	4%分	円			
⑯	課税標準額	3%分	円			
⑰	課税標準額	4%分	円			
⑱	課税標準額	3%分	円			
⑲	課税標準額	4%分	円			
⑳	課税標準額	3%分	円			
㉑	課税標準額	4%分	円			
㉒	課税標準額	3%分	円			
㉓	課税標準額	4%分	円			
㉔	課税標準額	3%分	円			
㉕	課税標準額	4%分	円			
㉖	課税標準額	3%分	円			
㉗	課税標準額	4%分	円			
㉘	課税標準額	3%分	円			
㉙	課税標準額	4%分	円			
㉚	課税標準額	3%分	円			
㉛	課税標準額	4%分	円			
㉜	課税標準額	3%分	円			
㉝	課税標準額	4%分	円			
㉞	課税標準額	3%分	円			
㉟	課税標準額	4%分	円			
㊱	課税標準額	3%分	円			
㊲	課税標準額	4%分	円			
㊳	課税標準額	3%分	円			
㊴	課税標準額	4%分	円			
㊵	課税標準額	3%分	円			
㊶	課税標準額	4%分	円			
㊷	課税標準額	3%分	円			
㊸	課税標準額	4%分	円			
㊹	課税標準額	3%分	円			
㊺	課税標準額	4%分	円			
㊻	課税標準額	3%分	円			
㊼	課税標準額	4%分	円			
㊽	課税標準額	3%分	円			
㊾	課税標準額	4%分	円			
㊿	課税標準額	3%分	円			

税理士署名押印	(電話番号 - -)
---------	-------------

☐	税理士法第30条の書面提出有
☐	税理士法第33条の2の書面提出有

25 = (11 + 22) - (8 + 12 + 19 + 23) 修正申告の場合は 14 + 25
 26 が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		H22.4.1~23.3.31	氏名又は名称	
項 目			金 額	
	課 税 売 上 額(税抜き)	①	57,500,000	円
	免 税 売 上 額	②	1,300,000	
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	58,800,000	※申告書の⑤欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	58,800,000	
	非 課 税 売 上 額	⑥	1,200,000	
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額(⑤+⑥)	⑦	60,000,000	※申告書の⑥欄へ
課 税 売 上 割 合(④/⑦)			[98 %]	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	29,850,000	※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨	1,137,142	※注3参照
	課税貨物に係る消費税額	⑩		
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫	1,137,142	
課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)			1,137,142	
課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式	⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	
	⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭)+(⑮×④/⑦)]	⑯		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	⑳	1,137,142	※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時	㉑		※申告書の⑤欄へ
貸倒回収に係る消費税額			8,000	※申告書の⑥欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ㉑欄と㉒欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

消費税の税額計算では、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除していきます。
テーマ4では、仕入税額控除の適用を受けるにあたり、実務上、必要となる帳簿等について学習します。

◆ 1 仕入税額控除の要件

(1) 帳簿及び請求書等の保存（法30⑦）

仕入税額控除の適用を受けるためには、その課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しなければならず、その保存のないものについては、適用しない。

※ 有恕規定あり

仕入税額控除を受けるための手続的な要件であり、帳簿と請求書等の双方の保存が必要である旨を規定しています。

(2) 帳簿のみの保存でよい場合

① 少額な場合（基通11-6-2）

課税仕入れに係る支払対価の合計額が一の取引単位で3万円未満である場合等には請求書等の保存は不要とされているため、帳簿のみの保存でよいことになります。

なお、この場合の3万円未満の判定は一回の取引の税込みの金額が3万円未満か否かで行うものであり、一つの商品等ごとの金額で判定するものではありません。

② やむを得ない事情がある場合（基通11-6-3）

請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない事情がある場合にも、上記①と同様に帳簿のみの保存でよいこととされています。

やむを得ない事情がある場合とは具体的に次のような場合のことをいいます。

イ 自動販売機を利用した場合

ロ 入場券・乗車券・搭乗券等のように証明書類などが相手方に回収されることとなっている場合

ハ 課税仕入れを行った者が課税仕入れの相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合

ニ 課税仕入れを行った課税期間の末日までにその支払対価の額が確定していない場合

（その後支払対価の額が確定した時に課税仕入れの相手方から請求書等の交付を受け保存するものとする。）

ホ その他、これらに準ずる理由により請求書等の交付を受けられなかった場合

◆2 帳簿及び請求書等の記載事項

(1) 記載事項（法30⑧⑨）

① 帳簿とは

社会通念上、帳簿といえる程度の体裁（日々の取引を継続的に記録していること。）が条件とされており、単なるメモ書き等では認められません。

帳簿には、次の4つの事項を記載していなければなりません。

イ 課税仕入れの相手方の名称

ロ 課税仕入れの年月日

ハ 課税仕入れの内容

ニ 課税仕入れの金額

（年月日） ロ	（内 容） ハ	（相手方の名称） イ	（金 額） ニ
×年×月×日	×××	×××株式会社	×××円
×年×月×日	×××	×××株式会社	×××円

設 例

次の資料から、当社の帳簿を作成しなさい。

(1) 当社は、平成22年2月7日に甲株式会社に商品（靴）代として525,000円支払った。

(2) 当社は、平成22年2月17日に乙株式会社に1月分のガス代として8,000円支払った。

（年月日）	（内 容）	（相手方の名称）	（金 額）

●解 答

（年月日）	（内 容）	（相手方の名称）	（金 額）
平成22年2月7日	商品（靴）代	甲株式会社	525,000円
平成22年2月17日	ガス代（1月分）	乙株式会社	8,000円

② 請求書等とは

請求書、納品書その他これらに類する書類などで基本的に課税仕入れの相手先が作成するものを指しています。

請求書等には、次の5つの事項を記載していなければなりません。

イ 書類の作成者の名称（課税仕入れの相手先）

ロ 課税仕入れの年月日

ハ 課税仕入れの内容

ニ 課税仕入れの金額

ホ 書類の交付を受ける事業者の名称※

※ 不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業（小売業、飲食店業、写真業及び旅行業、タクシー業、一定の駐車場業）については、書類の交付を受ける事業者の名称については記載不要となる。

領 収 書					
書類の交付 を受ける事→ 業者の名称 ホ	×××様 ×年×月×日 ←年月日 □				
	×××円 ←金 額 二				
課 税 仕 入→ れ の 内 容 ハ	但 ○○○ として 上記正に領収いたしました 内訳 <table border="1"> <tr> <td>税抜金額</td> <td>×××円</td> </tr> <tr> <td>消費税額等(5%)</td> <td>××円</td> </tr> </table> ×××株式会社 ↑ 書類の作成者の名称 イ	税抜金額	×××円	消費税額等(5%)	××円
税抜金額	×××円				
消費税額等(5%)	××円				

設 例

次の資料から、小売業を営む当社（Ｒ賀株式会社）が受け取った領収書を確認しなさい。

当社は、平成22年2月7日に鞆メーカーである甲株式会社に商品（鞆）代として5,250,000円を支払い、領収書を受け取った。

領 収 書	
上 様	年 2 月 日
5,250,000円	
但 品代	として 上記正に領収いたしました
内訳	
税抜金額	5,000,000円
消費税額等(5%)	250,000円
甲 株式会社	

解 答

領 収 書	
Ｒ賀株式会社 様	平成22年2月7日
5,250,000円	
但 商品（鞆）代	として 上記正に領収いたしました
内訳	
税抜金額	5,000,000円
消費税額等(5%)	250,000円
甲 株式会社	

領収書の宛名が「上様」となっているいわゆる「上様領収書」（小売業・タクシー業・飲食店業などで交付してもらうものは除きます。）、但書きが「品代」などとなっている領収書では仕入税額控除ができません。

<メ モ>